

健全化判断比率・資金不足比率等の状況 (平成20年度決算に基づく比率)

1 県財政の早期健全化・再生に関する指標

県財政の早期健全化・再生に関する指標である健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも早期健全化基準に該当しませんでした。

区 分	長野県	早期健全化基準
実質赤字比率	-	3.75%

* 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は該当ありませんでした

前年度：該当なし

区 分	長野県	早期健全化基準
連結実質赤字比率	-	8.75%

* 全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じておらず、連結実質赤字比率は該当ありませんでした

前年度：該当なし

区 分	長野県	早期健全化基準
実質公債費比率	15.9%	25%

* 全会計と一部事務組合を含めた元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率（H18～20平均）は、前年度に比べ1.4ポイント低下しました

前年度（H17～19平均）：17.3%

前々年度（H16～18平均）：19.2%

区 分	長野県	早期健全化基準
将来負担比率	221.4%	400%

* 全会計と一部事務組合・公社・三セク等を含めた将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

将来負担比率は、算定方式の見直し等により前年度に比べ1.0ポイント上昇しました。

前年度：220.4%

2 公営企業の経営健全化に関する指標

公営企業の経営健全化に関する指標である資金不足比率は、いずれの公営企業も経営健全化基準に該当しませんでした。

区 分	病院事業	電気事業	水道事業	流域下水道事業	経営健全化基準
資金不足比率	-	-	-	-	20%

* 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

資金不足を生じた企業会計はないため、資金不足比率は該当ありませんでした

前年度：いずれも該当なし